

C7.1 マーケティングおよび広告のルール

特定の定義

本規程で使用する語句のうち、定義された用語（頭文字を大文字で示す）は、憲章および／または一般的定義に明記された意味、あるいは（以下の語句に関しては）以下の意味を持つものとする：

賭博/Bet

スポーツ競技規則の操作に係る規則で定義されている通り。

賭博行為/Betting

賭けをする、受け入れる、または賭けることであり、固定オッズおよびランニングオッズ、トータリゼーター/トートゲーム、ライブベッティング、ベッティングエクスチェンジ、スプレッドベッティング、ピアツーピアベッティング、および合法的なベッティングオペレーターまたは違法なベッティングオペレーターによって提供されるその他のゲームなど、一般的にスポーツベッティングと呼ばれる活動を含むものとする。

賭け事/Gambling

カジノ、オンラインおよび／または賭博行為でプレイされるタイプのゲーム（ポーカー、ビンゴ、バックギャモン、ルーレット、バカラ、ブラックジャック、ケノ、スロットマシン、サイコロを含むが、これらに限定されない）。

1. マーケティングおよび広告規程

1.1 本規則は、以下のワールドランキング対象競技会に適用される：

ワールドランキング競技定義パラグラフ番号	定義－WA が開催または、認可する競技会
1.a	ワールド・アスレティックス・シリーズ（WAS）
1.c	複数エリア（地域）からの参加者による総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会の陸上競技プログラム
1.d	国際招待大会、サーキットとラベルロードレース
1.e	複数エリア（地域）からの参加者による国際競技会

1.1.1 〔国内〕WA が指定する競技会の他、以下の（i）から（v）の国内競技会に、本連盟が定めるマーケティングおよび広告に関する規程が適用される。

（i）本連盟主催・共催競技会

（ii）本連盟後援競技会

（iii）テレビ放映またはインターネット等によって不特定多数に送信される競技会

（iv）アスリートビブス広告協賛を付した競技会

（v）その他大会要項において本規程の適用を定めている競技会

1.2 エリア（地域）陸連は、独自のマーケティングおよび広告の規程と規則を作成し、適用することができる：

ワールドランキング競技定義パラグラフ番号	定義—エリア（地域）陸連が開催または、認可する競技会
2.a	エリア選手権（すべての種別や種目）
2.b	エリア内選手権
2.c	参加者が単一（地域）のエリアに限定された総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会の陸上競技プログラム
2.d	国際招待大会、サーキットとラベルロードレース
2.e	単一エリア（地域）からの参加者による国際競技会

競技規則に基づき WA に認められた適用可能な規程を適用する。

1.3 このワールドランキング対象競技会の定義で第 1 項および第 2 項に規定されている競技会では、本規程および規則に基づき制定される規則を遵守することを条件に、独自に作成のマーケティングおよび広告の展示が許可される。

1.3.1 〔国内〕（ii）から（v）の競技会では、大会主催者が独自にマーケティングおよび広告の規則を作成し適用することができる。施行する規則は事前に告知するものとする。

〈注意〉誤解を避けるために記すが、大会主催者独自の作成規則とは、当該競技会のスポンサーやサプライヤーを守るために、大会主催者の責任において WA 広告規程および国内規程では許される表示の一部を変更する規則をさす。

1.4 カウンシルは、ワールドランキング対象競技会の定義で第 1 項および第 2 項に規定されている競技会における広告の形式、および宣伝物その他の掲示方法に関する詳細なガイダンスを提供する規則を随時承認する。

1.5 マーケティングおよび広告に関する規程の適用範囲「衣類およびアクセサリ」:

ワールド・アスレティックス・シリーズ競技会 (Book C、C7.2 参照)、およびマーケティングおよび広告に関する規程 (Marketing and Advertising Regulations Event Branding): 以下のワールドランキング対象競技会「ワールドアスレティックスシリーズ競技会」(Book C, C1.2 Appendix 4 参照) への適用範囲は以下の通りである:

適用	ワールドランキング競技 定義パラグラフ番号	定義
必須	1 .a	ワールド・アスレティックス・シリーズ (WAS)
任意選択	1 .c	複数エリア (地域) からの参加者による総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会の陸上競技プログラム
	1 .e	複数エリア (地域) からの参加者による国際競技会
規則 1 および 2 に従い、上記エリア (地域) 連盟が独自の規則を持たない場合、通常 (C7.2) が適用される	2 .a	エリア選手権 (すべての種別や種目)
	2 .b	エリア内選手権
	2 .c	参加者が単一 (地域) のエリアに限定された総合競技大会の陸上競技プログラム、およびその他の陸上競技大会の陸上競技プログラム
	2 .e	単一エリア (地域) からの参加者による国際競技会

1.6 マーケティングおよび広告に関する規程の適用範囲「イベント・ブランディング」: 以下のワールドランキング対象競技会「ダイヤモンドリーグ&コンチネンタルツアーゴールド競技会」(Book C、C1.3 Appendix 1 および C1.4 Appendix 1 参照) への適用範囲は以下の通りである:

適用	ワールドランキング競技 定義パラグラフ番号	定義－WA が開催または、認可する競技会または、エリア（地域）陸連が開催または、認可する競技会
必須	1 .d & 2 .d	ダイヤモンドリーグ、コンチネンタルツアー・ゴールドのみ
任意選択	1 .d & 2 .d	特に指定のない、上記以外の国際招待大会、サーキットとアベルロードレース ※但し、誤解を避けるためにキスが、マーケティングおよび広告規程 1.7 は、すべての国際招待大会、サーキットおよびラベルロードレースに適用される。

1.7 ワールドランキング対象競技会の定義で第 1 項および第 2 項に規定されている競技会には、以下の、許可および禁止事項が適用される：

- 1.7.1 総則：WA の見解において、品格に欠ける、目障りとなる、侮辱的、中傷的、その他公序良俗に反するマーケティングは、ワールドランキング対象競技会の趣旨を考慮して、禁止されている。
- 1.7.2 アルコール製品：アルコール製品のマーケティングは次のものが許可される：
 - a. 関連するすべての法律に準拠しているもの。
 - b. アルコール含有量が 20%未満のアルコール製品。
- 1.7.3 たばこおよび関連製品：たばこまたはたばこ関連製品および電子たばこ(e-shisha または e-hookah) または電子たばこ関連製品（詰め替え用など）のマーケティングは禁止されている。
- 1.7.4 武器および兵器：武器および兵器（それらの製造業者を含む）のマーケティングは禁止されている。
- 1.7.5 食品サプリメント/栄養補助食品：食品サプリメント/栄養補助食品/製品のマーケティングは、WA 健康科学部との協議の後、書面で特別に承認されていない限り禁止されている。
- 1.7.6 エナジードリンク：エナジードリンク（刺激物を含む）のマーケティングは、WA 健康科学部との協議の後、書面で特別に承認されていない限り禁止されている。

- 1.7.7 スポーツドリンク/水分補給タブレット：スポーツドリンク/水分補給タブレットのマーケティングは、許可されている。
- 1.7.8 製薬会社および（または）製薬製品：製薬会社および（または）製薬製品のマーケティングは、WA健康科学部との協議の後、書面で特別に承認されていない限り禁止されている。誤解を避けるために記すが、カンナビジオール(CBD/大麻草の茎や種子から抽出・製造)を含む製品のマーケティングは禁止されている。
- 1.7.9 賭博行為：書面による特別な承認がない限り、賭博行為と関連するギャンブルの商品およびサービスのマーケティングはアスレティックス・インテグリティ・ユニットとの協議の後、書面で特別に承認されていない限り禁止されている。
- 1.7.10 宝くじ：国や地方自治体の宝くじのマーケティングは許可される。
- 1.7.11 政治的／宗教的マーケティング：政治的（例：政党、政治団体、政治運動、政治的概念・主義主張あるいはその他政治目的を推進する宣伝）および宗教的（例：宗教、宗教活動、宗教的概念・主義主張あるいはその他宗教大義を推進する宣伝）なマーケティングは、いずれも禁止されている。
- 1.7.12 すべてのマーケティングおよび広告は、適用されるすべての法令と安全上の規則を遵守しなければならない。

規則 1.1 および 1.2 に関する注意事項

エリア（地域）陸連が、本規程に基づき、評議会（カウンスル）によって認められた規程を適用することを選択する場合、エリア（地域）連盟は、内部承認の過程に従って、当該規則の採用の承認を求めなければならない。エリア（地域）連盟が独自のマーケティングおよび広告の規則を作成する場合であっても、本規程および本規程に基づき施行された規則が適用される場合であっても、その規則の適用および施行に責任を負うのはエリア（地域）連盟であり、WAではない。ワールドランキング競技会（国際競技会）の定義 1.c.、1.d.、1.e.および 2.d.の競技会の場合、WAではなく大会主催者が、規程の適用と施行に責任を負う。

〔国内〕 1.1.1 の競技会では、(i) は本連盟、(ii) から (v) については、大会主催が、規程の適用と施行に責任を負う。

〔国内〕 1.1.1 の競技会では、WA 競技規則 CR 30.に定めのある、広告コミッショナーに準じた任務、広告規程の管理担当者の任命を推奨する。

C7.4 衣類とアクセサリー

対象競技会：ワールドランキング競技会

(国際招待大会、サーキットとラベルロードレース)

1. 特定の定義

つぎにあげる用語は、本規程の目的のために以下の特定の意味をもつ。

広告

販売促進の性質をもつあらゆる広告および展示物。

適用法

すべての法律および法的規制（競技が開催される国の法律および競技者の母国の法律を含む）、ならびに安全や衛生に関する法律および放送局によって制定された、または放送局に適用されるあらゆる法的規制。

アスリートキット

競技用の衣類（トップス、ベスト、ショーツ・パンツ、レギンスなど）、ウォームアップ用の衣類、セレモニーキット（トラックスーツ、Tシャツ、スウェットシャツ、スウェットパンツ、レインジャケット）、および競技会参加時に競技者が着用するあらゆるその他のキットやアパレルなど。

アスリートスポンサー

競技者に関して商業的権利（マーケティング権）を許諾された、あるいは取得した会社（スポンサー）。

ビブス

競技会中に競技者が身に着ける識別（ID）カード（国名、名前や番号で識別）。

招集所

競技前、競技エリア（FOP）に入る直前に競技者が集合する競技会会場にある部屋。

競技者係

競技前に招集所ですべての競技者の衣類や携行品を競技規則に基づいて確認する 1 名以上の競技役員。

招集所審判長

招集所に関して競技規則に従って任命された 1 名以上の審判長。

競技会

競技者が参加し、競技する陸上競技会（いろいろな形式・種目で）。

競技会役員

競技規則に従って大会主催者により任命された役員およびその代表。

複合ロゴ

別のロゴやクラブ名と組み合わせたロゴを意味する。

クラブ

競技者が現在所属するクラブを意味する。加盟会員であり、国内会員連盟が開催または認可した大会に参加し、代表することを目的とする（ワールドランキング競技会の定義 1.3 を参照）。

大会

国際招待競技会、サーキット、またはラベルロードレースを指す。

（ワールドランキング競技会の定義 1.d. および 2.d. を参照）。

大会主催者

競技の運営に責任があり、関連する WA のラベルまたは許可を与えられた主催者。

競技会会場

すべての競技場エリア競技の場合、大会主催者の管理下にあるスタジアム内およびスタジアムに直接隣接するエリア（屋内または屋外）。すべてが競技場外競技の場合、主催者の管理下にあるコースまたはルート。

大会スポンサー

エリア（地域）または全国レベルの競技会に関してスポンサーシップならびに（または）その他商業的権利を獲得および与えられた会社で、タイトルスポンサーを含む。

大会タイトル（大会名）

大会の公式タイトル（タイトルスポンサー名を含む）。

競技エリア（FOP）

競技者が競技を行う場所（競技場外の競技ではコースも含む）および競技者が表彰を受ける場合は、待機場所、ミックスゾーン、報道エリア、表彰台およびビクトリーランエリアも含まれる。

ジュリー

競技規則の下で設置された上訴対応の競技会役員。

ロゴ

シンボル、デザインまたはその他の図案化された表示、スローガン、会社名（ウェブサイトやソーシャルメディア上の肩書を含む）、ならびにまたは、そうした会社の製品名あるいは競技会名を表すもの。

マーケティング

広告、宣伝、報道、契約、推奨、販売促進、後援、または出版物を含むが、これらに限定されない製品またはサービスの販売および販売促進活動。

プレゼンテーションビブス

表彰式で表彰台に上がる競技者が身に着ける色付きのビブス。

プロバイダー

競技会の企画、開催に必要なあらゆる製品またはサービス（以下に例示）を競技者、競技役員あるいは競技会に製造または供給することを主な事業とするすべての会社。例えば、飲料、コピー機、車両、計時、計測、コンピューター（ハードウェア/ソフトウェア）、通信、ホームエレクトロニクス（テレビ/オーディオ/ビデオ/放送設備）など。あるいは大会主催者によって認められたあらゆる製品またはサービスを競技者、競技役員あるいは競技場に供給するすべての会社。

審判長

競技規則に従って任命された審判長。

タイトルスポンサー

大会の公式名に組み込まれている大会のタイトルスポンサーになっている大会スポンサー。

2. 目的と開始

2.1 本規程は、WA 憲章第 4.1 条 (c)、(d)と 47.2 条(d)、マーケティングおよび広告に関する規則に従って作成されている。

2.2 本規程は、WA 規則に従って、WA カウンシル（世界陸上競技評議会）により随時改正される場合がある。規程に加えられた改正は後続版に含まれ、そのような変更がカウンシルによって承認された日から有効になる。

〔国内〕 本規程は発効時期を含め理事会の議決を必要とする。ただし、WA 規程の改定に伴う改定の場合はその限りではない。

2.3 本規程は、競技者、競技者スポンサー、大会スポンサー、フォトグラファー（スチールカメラマン）とカメラクルー、プロバイダー関係者、大会主催者（ボランティアを含む）の、またはこれらの人々に関連するマーケティングを、以下の競技会会場で管理する：

適用	ワールドランキング競技定義パラグラフ番号	その他 世界陸上競技大会または地域協会のいずれかによって認可されたもの
必須	1.d & 2.d	招待競技会・サーキット・ラベルロードレース

2.4 これらの規則は、WA 競技規則と他の WA 規程と併せて読む必要がある。

2.5 以下の間に不一致があった場合、

2.5.1 本規程および規則では、WA の競技規則の関連条項が適用される。

2.5.2 本規程と WA 憲章では、憲章の関連条項が適用される。

2.6 本規程に関するお問い合わせは以下のメールアドレスまで。

kitapprovals@worldathletics.org

3. 総則

- 3.1 競技会会場でのマーケティングはすべて、WA 競技規則と規程、本規程、WA によって発行された適用可能なガイドライン、およびすべての適用法に準拠する必要がある。
- 3.2 (a) 競技者 (b) 大会スポンサーによる、またはこれらに関連するマーケティング (c) フォトグラファー (スチールカメラマン) とカメラクルー (d) 本規程に記載されているプロバイダーのスタッフおよびその他の人物、または彼らに関連するマーケティングは、すべて競技会会場で、本規程に従っている必要がある。また、競技の技術的運営 (競技場を含む) に悪影響を与えてはならない。
- 3.3 本規程で明示的に許可されているか、大会主催者によって承認されている場合を除き、広告、ロゴ、またはその他のブランド表示が付いたアイテムは、競技者、競技役員、大会スポンサー、フォトグラファー (スチールカメラマン)、カメラクルー、プロバイダー、または本規程に記載されているその他の人物、または大会を支援している人物によって、競技会会場に表示、持ち込み、着用、または配置することはできない。
- 3.4 大会ロゴと大会マスコットは、アスリートキットや競技役員に表示することはできないが、第 11 項に従って、大会ロゴはフォトグラファー (スチールカメラマン) とカメラクルーのビブスに表示できる。
- 3.5 TR5.1 に従って、競技者は清潔で、不快に思われないようにデザインされ仕立てられた衣類 (アスリートキット) を着用しなければならない。その布地は濡れても透き通らないものでなければならない。
- 3.6 許可と禁止
- 3.6.1 本規程は、マーケティングおよび広告規程の 1.7 に定められた許可および禁止が常に適用される。

4. アスリートスポンサー

- 4.1 競技者がアスリートキットにアスリートスポンサーのロゴを表示することを希望する場合、競技者は、本規則に定められた要件が遵守される場合に限り、表示することができる。誤解を避けるために付記するが、アスリートスポンサーと大会主催者の間にスポンサーカテゴリーの競合がある場合、競技者のイベントへの参加を管理する商業上の取り決めに考慮し、競技者と主催者が解決するものとする。大会主催者は、競技者の認定された競技者代表と事前に連絡を取り、そのようなカテゴリーの競合を解決

する必要がある。このような問題は WA が解決するものではないが、スポーツメーカーのスポンサーカテゴリーにおける紛争は、陸上競技のスポーツにおいて受け入れられた習慣および慣行であるとみなされるため、WA によって禁止されているわけではない。

[国内] アスリートスポンサー名/ロゴと、所属団体名/ロゴを、アスリートキット、および許可されている場合は個人の所有物やアクセサリーに表示することができる。個人の所有物やアクセサリーに表示する場合は、いずれも同じスポンサー名/ロゴ（所属団体名/ロゴ）でなければならない。

4.2 誤解を避けるために記すが：

4.2.1 製造会社およびアスリートスポンサーは、本規程に従って、アスリートキットまたはその他のアパレル（規則 5.5 項 参照）および個人の所有物またはアクセサリー（規則 6 項参照）のアイテムに 1 つのブランド名/ロゴを 1 回のみ表示できる。

4.2.2 アスリートキットの製造会社は、アスリートキット、その他のアパレル、個人の所有物、またはアクセサリーに 1 つのブランド名/ロゴを入れ、アスリートキット、その他のアパレル、個人の所有物、またはアクセサリーに別のブランド名/ロゴを入れることはできない。また、アスリートキットやその他のアパレル、個人の所有物、アクセサリーのアイテムに複数回、同じ名前/ロゴを表示することもできない。

4.3 競技会会場で着用するアスリートキット

4.3.1 競技者は本規程に準拠したアスリートキットを常に競技会会場で着用しなければならない（ウォームアップエリアやウォームアップトラックでのウォームアップセッション中、および式典中の競技者も含む）。誤解を避けるために記すが、競技者は、WA によって書面で承認されている場合、競技会会場で加盟国のチームキットを着用できる。

5. アスリートキット

5.1 キット

5.1.1 本規程で明示的に許可されていないアスリートキットのマーケティングまたはその他の識別は固く禁じられており、本規程の違反となる。

5.1.2 以下の名前/ロゴは、(WA によって別段の指定がない限り) さらなるガイダンスで示された配置に従ってアスリートキットに表示してもよい：

- ・製造会社名/ロゴ；
- ・アスリートスポンサー（非製造会社）名/ロゴ；
- ・競技者/クラブ名/ロゴ；

5.1.3 競技者が所属クラブのアスレチックキットを着用する場合、本規程に準拠する必要があり、クラブ名/ロゴが営利団体の名前を表示している場合、許可されている場合でもアスリートスポンサー名/ロゴの数は1つ減じられる。

5.2 トップス、ベスト、シャツを含むアスリートキット

5.2.1 規則 5.1.3 に従って、競技用トップスに次の表示を行うことが許可される：
(以下のオプション A または B のいずれか)

競技用トップス（上衣） (ベスト、T シャツ、レオタード上半身、セレモニーキット、トラックスーツ（ジャージ）、スウェットスーツ、レインジャケットなど)				
	オプション A 製造会社名/ロゴ あり		オプション B 製造会社名/ロゴ なし	
名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
スポーツメーカー-スポンサー/サポーター/サブライヤー (フロントのみ)	1 つだけ	高さ 5cm 長さ 10cm－ 40 cm ²	×	×
スポンサー（非スポーツメーカー）（前面か背面のどちらか）	2 社 異なるスポンサー		3 社 異なるナショナルスポンサー (非スポーツメーカー)－国内 スポンサーごとに 1 つの配置	高さ 5cm 長さ 10cm－ 40 cm ²
クラブロゴ (非営利、クラブロ	1 個	高さ 10cm	1 個	高さ 10cm

ゴに商業名がある場合は規則 5.1.3 を参照) またはアスリート名 (該当する場合) を前面または背面に				
合計	計 4		計 4	

5.2.2 規則 5.1.3 に従って、ショーツ (パンツ)、タイツ、またはレギンス (オプション A または B) に次の表示を行うことが許可される :

競技用ボトムス (下衣)				
ショーツ (パンツ)、タイツ、レギンス、レオタード下半身、セレモニーキットボトムス、トラックスーツ (ジャージ) ボトムス、スウェットパンツなど				
	オプション A 製造会社名/ロゴ あり		オプション B 製造会社名/ロゴ なし	
名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
スポーツメーカー - スポンサー / サポーター / サプライヤー (フロントのみ)	1 つ	高さ 5cm 長さ 10cm – 40 cm ²	×	×
スポンサー (非スポーツメーカー) (前面か背面のどちらか) – 上衣と同じスポンサー (最大 2 社)	2 社 異なるスポンサー		3 社 異なるスポンサー (非スポーツメーカー) – 1 社ごと 1 つの配置	高さ 5cm 長さ 10cm – 40 cm ²

クラブロゴ（非 営利、クラブロ ゴに商業名があ る場合は規則 5.1.3を参照） またはアスリー ト名（該当する 場合）を前面ま たは背面に	1 個	高さ 5cm	1 個	高さ 5cm
合計	計 4		計 4	

5.2.3 レオタード（ワンピースを含む）の場合、上半身（つまり腰より上）の表示は規則 5.2.1 に準拠し、下半身（つまり腰から下）の表示は規則 5.2.2 に準拠する必要がある。

〔国内〕 所属団体（クラブ）名/ロゴ、所属団体（クラブ）スポンサー名/ロゴや競技者スポンサー名/ロゴを以下の形式でベスト、パンツまたはレオタード（上・下）にそれぞれ、表示することができる。

（i）所属団体（クラブ）名/ロゴ、所属団体（クラブ）名+所属団体（クラブ）ロゴの組み合わせのいずれか1つ（名前とロゴを切り離して表示することはできず並列して表示しなければならない）。上衣の前面の文字およびロゴの高さは5 cm 以内とするが長さの制限は設けない。ただし、文字が表示されたワッペンをつける場合はワッペンの高さは5 cm以内とし、長さの制限は設けない。

所属団体（クラブ）名/ロゴまたは、所属団体（クラブ）名+所属団体（クラブ）ロゴの組み合わせは、ベストまたはレオタードの背面にも表示することができる。その文字の高さは4 cm以内とし、長さの制限は設けない。

（ii）所属団体（クラブ）名/ロゴまたは、所属団体（クラブ）名+所属団体（クラブ）ロゴの組み合わせは、下衣（パンツまたはレオタード下）に1つ表示することができる。その文字の高さは5 cm以内とし、長さの制限は設けない。

（iii）所属団体（クラブ）スポンサー名/ロゴや競技者スポンサー名/ロゴ、所属団体（クラブ）スポンサー名+所属団体（クラブ）スポンサーロゴの組み合わせあるいは競技者スポンサー名+競技者スポンサーロゴの組み合わせのいずれかを2つまで表示できる。文字およびロゴの最大の大きさは40 cm²、最大の高さは5cm、最大の長さは10cm までとする。

[国内] 日本学生陸上競技連合、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟に加盟している学校教育法第1条、第124条および第134条に規定する学校の学校名/マークはベストまたはレオタードの上衣の前面および背面にそれぞれ1つずつ、下衣にも1つ表示できるものとし、大きさに制限は設けない。また、スポンサー名/ロゴ、スポンサー名+スポンサーロゴの組み合わせあるいは競技者個人スポンサー名/ロゴ、競技者個人スポンサー名+競技者個人スポンサーロゴの組み合わせのいずれか2つを表示できる（名前とロゴを切り離して表示することはできず並列して表示しなければならない）。文字およびロゴの最大の大きさは40 cm² 最大の高さは5cm、最大の長さは10cm までとする。

[注意] スポンサー名/ロゴが製造会社名/ロゴと同一であってはならない。また、スポンサー名/ロゴを表示する場合は、各アスリートキットに同じものを表示する。

[国内] 都道府県名/ロゴ

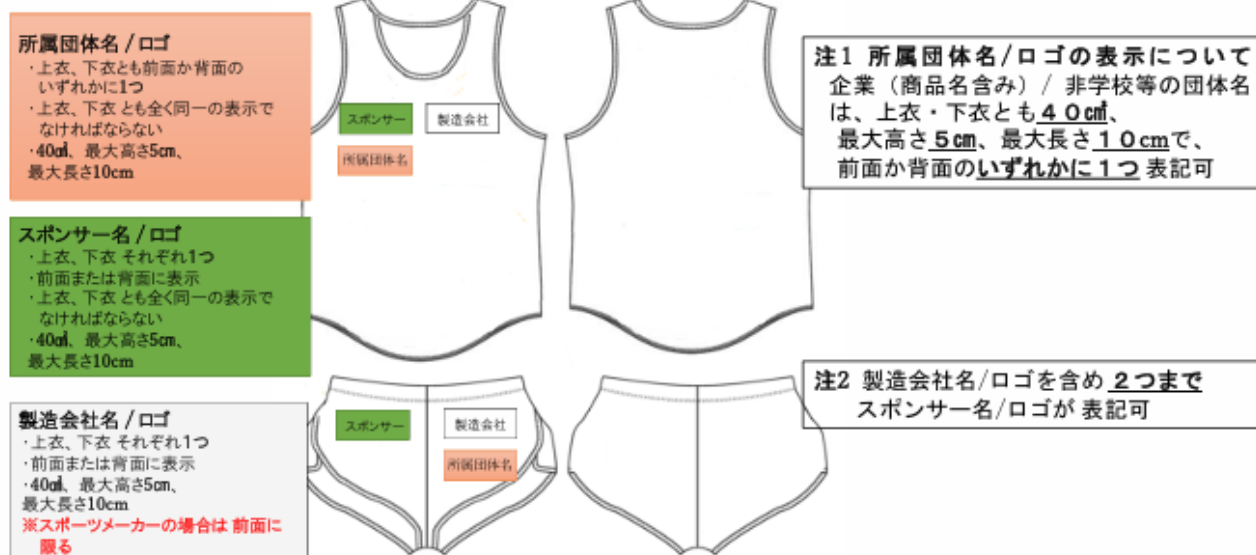
- (i) 都道府県対抗競技会においては、所属する都道府県名/ロゴをベストまたはレオタードの前面および背面にそれぞれ1つずつ表示することができる。また、パンツまたはレオタード（下半身）にも1つ表示することができる。
- (ii) 加入団体の所在地を示す場合は、クラブ名とは切り離した形で各アスリートキットに1つ表示できる。最大の高さは4 cmとし、長さの制限は設けない。

5.2.1 5.2.2 WA 国際：〔国際招待大会、サーキットとラベルロードレース〕用

【例示 1】 営利（企業）名/商品名を **含む** 所属団体名/ロゴの場合

実業団・クラブ等

（ユニフォーム、ジャージ等のその他の衣類全て同様）



5.2.1 5.2.2 WA 国際：〔国際招待大会、サーキットとラベルロードレース〕用

【例示 2】 営利（企業）名 / 商品名 を 所属団体名 / ロゴ に **含まない** 場合

学 校（学校教育法第1条・第124条・第134条に規定する）

（ユニフォーム、ジャージ等のその他の衣類全て同様）



5.2.1 5.2.2 JAAF〔国内〕:

〔国際招待大会、サーキットとラベルロードレース〕以外の 国内大会用

【例示 3】 実業団・クラブ等

(ユニフォーム、ジャージ等のその他の衣類全て同様)

所属団体名/ロゴ
 ・上衣は前面、背面に1つずつ
 ・下衣は前面か背面いずれかに1つ
 ・上衣前面の最大高さ5cm
 ・上衣背面の最大高さ4cm、
 ・下衣は最大高さ5cm
 ・それぞれ長さは問わない

スポンサーA名/ロゴ
 ・上衣、下衣 それぞれ1つ
 ・場所は問わない
 ・上衣、下衣 とも全く同一の表示でなければならぬ
 ・40cm、最大高さ5cm、最大長さ10cm

スポンサーB名/ロゴ
 ・上衣、下衣 それぞれ1つ
 ・場所は問わない
 ・上衣、下衣 とも全く同一の表示でなければならぬ
 ・40cm、最大高さ5cm、最大長さ10cm

注1 所属団体名 / ロゴの表示について
 企業（商品名含み）・非学校の団体名は
 上衣 前面 高さ5cmまで、1つ
 背面 高さ4cmまで、1つ
 下衣 前面または、背面のいずれかに 1つ 高さ5cmまで

※長さは上衣・下衣 いずれも、問わないで表記可

注2 製造会社名/ロゴを含め、3つまで
 スポンサー名/ロゴが表記可

製造会社名/ロゴ
 ・上衣、下衣 それぞれ1つずつ
 ・場所は問わない
 ・40cm、最大高さ5cm、最大長さ10cm

5.2.1 5.2.2 JAAF〔国内〕:

〔国際招待大会、サーキットとラベルロードレース〕以外の 国内大会用

【例示 4】 学 校

(ユニフォーム、ジャージ等のその他の衣類全て同様)

学校名/ロゴ
 ・上衣は前面、背面に1つずつ
 ・下衣は前面か背面いずれかに1つ
 ・大きさは問わない

スポンサーA名/ロゴ
 ・上衣、下衣 それぞれ1つ
 ・場所は問わない
 ・上衣、下衣 とも全く同一の表示でなければならぬ
 ・40cm、最大高さ5cm、最大長さ10cm

スポンサーB名/ロゴ
 ・上衣、下衣 それぞれ1つ
 ・場所は問わない
 ・上衣、下衣 とも全く同一の表示でなければならぬ
 ・40cm、最大高さ5cm、最大長さ10cm

注1 学校名 / ロゴの表示について
 上衣 前面 高さ、長さは問わない 1つ
 背面 高さ、長さは問わない 1つ
 下衣 前面または、背面のいずれかに 1つ
 高さ、長さは問わない

注2 製造会社名/ロゴを含め、3つまで
 スポンサー名/ロゴが表示可

注3 スポンサーの表示について
 高体連、中体連には、それぞれ『規程』がある

製造会社名/ロゴ
 ・上衣、下衣 それぞれ1つずつ
 ・場所は問わない
 ・40cm、最大高さ5cm、最大長さ10cm

5.2.4 競技者が着用するセレモニーキット、トラックスーツ（ジャージ）、スウェットシャツ、レインジャケットを含むその他のアスリートキットの上半身アイテム（つまり、腰より上/上衣）では、表示は規則 5.2.1 に準拠する必要がある。

5.2.5 競技者が着用するセレモニーキットのボトムス、トラックスーツ（ジャージ）のボトムス、スウェットパンツなどを含むその他のアスリートキットの下半身アイテム（つまり腰より下/下衣）では、表示は規則 5.2.2 に準拠する必要がある。

5.3 アスリートキットに製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）は、「装飾的なデザインマーク」として、以下の箇所に、1 回または幅 10 cm 以内の帯状で繰り返して表示できる。ただし、そのような使用が、WA の意見や裁量により、衣服の外観を支配したり、過度に損なったりしない場合に限る：

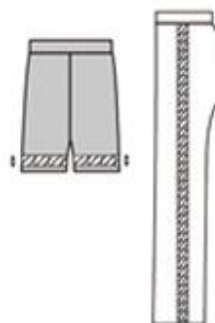
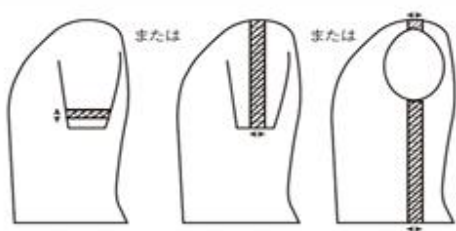
- ・ショーツ（パンツ）またはレオタードの両袖、両裾の先端；
- ・両袖の外側の縫い目沿い（T シャツ、トラックスーツ（ジャージ）上衣 他）；
- ・両脚の外側の縫い目沿い（レオタード、レギンス 他）；

誤解を避けるために付記するが、装飾的デザインマークは、以下の規則 5.5 に記載されている、その他のキットまたはアパレルに使用することはできない。また、アスリートキットの生地、布地、素材等のデザインに、アスリートキットのスポーツメーカーの名称、ロゴ、装飾的なデザインマーク等を使用（プリント、縫製、織り等）することはできない。

〔参照〕

『装飾的なデザインマーク』（製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ）について

「装飾的なデザインマーク」を表示してよい箇所



1 回または幅 10 cm 以内の帯状で繰り返しの使用が **認められる**
グラフィック・象徴的なロゴ（例）



文字を含むため、「装飾的なデザインマーク」として
1 回または帯状での使用が **認められない**
グラフィック・象徴的なロゴ（例）



5.4 シューズ

競技者が使用する靴の製造会社名/ロゴのサイズに制限はない。競技者の名前、競技者個人のソーシャルメディアのハッシュタグ（すなわち商業的な意味合いのないハッシュタグ）も同様に、サイズや配置の制限なしに表示できる（これには、競技者自身の靴のブランドが含まれる）。

5.5 その他のアパレル

競技中に競技者が使用するその他のキットまたはアパレル（靴下（膝丈ソックスおよびレッグスリーブを含む）、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンド、アームスリーブ（前腕バンド）など）については、以下の表示が許可される：

その他のアパレル/アクセサリー		
その他のキットまたはアパレル（靴下（膝丈の靴下およびレッグスリーブを含む）、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンド、アームスリーブなど）		
	その他のアパレル/アクセサリー	
名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)
スポーツメーカー スポンサー/サポーター/サ プレイヤー	1 個	高さ 4cm あるいは長さ 4cm – 10 cm ²
スポンサー (非スポーツメーカー)	許可されていない	
競技者名	1 個	高さ 5 cm
合計	計 2	

〔国内〕 所属団体名/ロゴについては、1 つ表示することができる。面積は 10 cm²以内とする。ただし都道府県名/ロゴ、学校名/ロゴ（学校教育法第 1 条、第 124 条および第 134 条に規定する学校名/ロゴ）の大きさに制限は設けない。

6. 個人の所有物およびアクセサリー

- 6.1 すべてのタオル（ビーチタオル、バスタオル、ハンドタオル、フェイスタオルなど）、およびブランケット（毛布）、バッグには以下の表示ができる：

個人の所有物とチームのアクセサリー (例: ビーチタオル、バスタオル、ハンドタオル、フェイスタオルなど) およびブランケット (毛布) とバッグ				
	タオル(ビーチタオル、バスタオル、ハンドタオル、フェイスタオルなど) およびブランケット		バッグ (タグやラベルも含む)	
名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
スポーツメーカー スポンサー/サポーター/サプライヤー	1 個	高さ 5cm 長さ 10cm－ 40 cm ²	1 個	高さ 5cm 長さ 10cm－ 40 cm ²
スポンサー (非スポーツメーカー)	2 個		2 個	
アスリートの名前; または 個人的なソーシャルメディアハッシュタグ	1 個		1 個	
合計	計 4		計 4	

[国内] アスリートスポンサー名/ロゴのうち 1 つを、あるいは、競技者名または個人的なソーシャルメディアハッシュタグを、所属団体名/ロゴまたは学校名/ロゴにすることができる。高さは最大 5 cm とし、長さの制限は設けない。学校名/ロゴの大きさに制限は設けない。

- 6.2 ドリンクの提供者、製造業者および (または) アスリートスポンサー名/ロゴは、競技者の個人の飲料ボトルに 2 つ表示できる。その名/ロゴのサイズは、ボトル上で最大 40cm²、最大の高さ 5 cm までとする。競技者は個人のドリンクボトルを競技場エリアに持ち込むことができる。
- 6.3 フィールド競技および混成競技 (円盤投、砲丸投、ハンマー投、やり投、棒高跳用のポールなど) で競技者が使用する道具に表示されるマーケティングに関する規程は、マーケティングおよび広告規程ーイベントブランディング：ダイヤモンドリーグおよび

コンチネンタルツアーゴールドに規程されている(参照 Book C、C1.3 付録 1 および C1.4 付録 1)。

- 6.4 競技者は、ビデオレコーダー、ラジオ、CD プレーヤー、無線送信機、携帯電話、ヘッドフォン、カメラ、ボディカメラを競技場エリアに持ち込むことはできない。さらに、競技規則で明示的に許可されていない限り、その他のアイテムを競技場エリアに持ち込むことはできない。誤解を避けるために記すが、競技者はウォームアップエリアと競技エリアで時計を着用することはできる。
- 6.5 競技者が使用する医療用テープまたは一般的なテープは、無地でも、テープに競技者の名前が付いていても構わない。医療用テープまたは一般的なテープに記載される商品名/ロゴは、大会主催者の書面での承認が必要である。
- 〔国内〕 C7.1 1.1.1 〔国内〕の競技会では、競技者が競技規則に反しない限り、医療用テープまたは、一般的なテープを使用することができる。表示できる製造会社名/ロゴは、1 枚につき最大の大きさは、10 cm²とする。
- 6.6 誤解を避けるために記すが、競技者に付き添うメンバー（家族、コーチ、競技者代理人など）は、禁止されているアイテム（本規程に準拠していないアイテムを含む）を競技場エリアの競技者に渡すことはできない。競技者が競技会会場にいる限り、第 6 項に従わなければならない。

7. ネイル、ボディーアート、ヘアデザイン&ジュエリー

- 7.1 アスリートスポンサー名/ロゴは、以下では表示できない；
- 7.1.1 タトゥー（恒久的または一時的かを問わず、ヘナまたは同様の製品の使用を含む）；
- 7.1.2 ヘアデザイン；
- 7.1.3 コンタクトレンズ；または
- 7.1.4 ネイルアート
- 誤解を避けるために記すが、競技者はタトゥーをしてもよいし、ヘアデザインをしてもよいし、コンタクトレンズを着用してもよい。
- 7.2 競技者はジュエリーを身に付けることができる（ボディーピアスおよび本規程の第 6.4 項の対象となる時計を含む）。ジュエリー（デザインにジュエリーブランドの名前またはロゴのデザインが含まれているものを含む）の着用は認められている。

8. アスリートビブス

- 8.1 ビブスの最大の大きさは高さ 16cm × 幅 24cm とする：

	アスリートビブス
--	----------

	オプション A		オプション B	
名称/ロゴ	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
大会スポンサー	1 社	高さ 6cm－ ビブス上部	2 社	高さ 6cm－ ビブス上部
競技者名/番号	1 つ	高さ 6cm－ ビブス中央部	1 つ	高さ 6cm－ ビブス中央部
大会スポンサー および（または）開催地・都市	1 つ（開催地・都市）＋ 1 社（ビブスの上に大会スポンサーが 1 社だけの場合はイベントスポンサー）	高さ 4cm－ ビブス下部	1 つ（開催地・都市）	高さ 4cm－ ビブス下部
合計	計 4	ビブスの合計サイズ－ 高さ 16cm & 幅 24cm	計 4	ビブスの合計サイズ－ 高さ 16cm & 幅 24cm

8.2 ビブスは、競技役員が競技者の識別情報（名前または番号）を最大限かつ容易に視認できるように印刷されなければならない。

〔国内〕 競技識別表示（識別情報）の高さが最低限 6 cmを確保できるのであれば、上部、下部に関わらず余白に大会主催者の承認のもと、(a) 大会スポンサー名/ロゴまたは、マーケティングデバイス、(b) 大会名/ロゴ、(c) 加盟団体名、(d) 大会が開催されている都市または地域名、(d)その他の表示が¹⁾できる。

8.3 ビブスとビブス上の競技者の識別情報（名前または番号）は、大会中、競技場エリアで競技を行っている間は、常に見えるようにしなければならない（つまり、折り畳んだり、見えないように隠したりしない（ビブの提供者によってミシン目、ピアスまたは穴が開いているように設計されている場合を除く））。競技者は競技場エリアではビブスをアスリートキットから外してはならない。

8.4 種目ごとに異なる大会スポンサーをビブスに表示することができる（例: 女子 100m と男子やり投など）。

〔国内〕 駅伝競走においては、アスリートビブスに番号数字の代わりにチーム名（都道府県名、学校名等）、区間を表す文字もしくは競技者の大会登録番号をバランスよく表示することができる。ただし、会社名（チーム名）は表示できないものとする。

9. プレゼンテーションビブス

9.1 プレゼンテーションビブスは、表彰台に上る競技者がセレモニーキットに付けるものである。プレゼンテーションビブスの最大の大きさは高さ 20cm×幅 24cm とする：

	プレゼンテーションビブス	
名称/ロゴ	数(最大)	大きさ(最大)
大会スポンサー	1 社	高さ 6cm－ビブス上部
大会ロゴ	1 個	高さ 14cm－ビブスの残り
合計	計 2	大きさは高さ 20cm × 幅 24cm

10. 競技役員の服装

10.1 競技役員の服装（上半身と下半身）には次のものが表示できる：

	競技役員の服装			
	オプション A		オプション B	
名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
スポーツメーカー スポンサー/サ ポーター/サブ ライヤー	1 社（個）	高さ 5cm 長さ 10cm－ 40 cm ²	1 社（個）	高さ 5cm 長さ 10cm－ 40 cm ²
大会スポンサー （非スポーツメ ーカー）	0 社－スポーツメーカーが大会タ イトルスポンサーの場合		1 社－スポーツ メーカーが大会 のタイトルスポ ンサーでない場 合	

大会名称と、あるいは /WAS 大会ロゴ	1 個	高さ 5cm	1 個	高さ 5cm
合計	計 2		計 3	

10.2 製造会社のグラフィック、または象徴的なロゴ（名前や文字を含まない）は、「装飾的なデザインマーク」として、以下に、幅 10 cm 以内の 1 回あるいは帯状で繰り返して表示できる。ただし、そのような使用が、WA の意見や裁量により、衣服の外観を支配したり、過度に損ねたりしない場合に限る：

- ・両袖、両裾の先端；
- ・両袖の外側の縫い目沿い；
- ・両脚の外側の縫い目沿い；

誤解を避けるために付記するが、装飾的なデザインマークは、規則 5.5 で言及されているその他のキットまたはアパレルに使用することはできない。

10.3 大会にスポンサーがいる場合は、完全な大会タイトル名を衣服に表示する必要がある（タイトルスポンサー名に限定した表示をすることはできない）。

〔国内〕 大会名/ロゴを表示できる。大きさに制限は設けない。タイトルスポンサーがついている大会で大会名を表示する場合は、完全な大会名を表示しなければならない（タイトルスポンサー名/ロゴに限定した表示をすることはできない）。

〔国内〕 本連盟、地域陸協、加盟団体の名称/ロゴは 1 つ表示することができる。

10.4 該当する場合、競技役員に提供されるその他の衣類（靴下（膝丈の靴下およびレッグスリーブを含む）、ヘッドギア、帽子、ヘッドバンド、手袋、メガネ、サングラス、リストバンド、アームスリーブなど）については、本規程のサイズ要件に従う必要がある。製造会社が大会スポンサーであり、そのサイズが大会主催者によって承認される場合はこの限りではない。

11. フォトグラファー/カメラクルー着用のビブス

11.1 競技エリア（FOP）にアクセスできるフォトグラファー（スチールカメラマン）またはテレビのカメラクルーのメンバーは、大会主催者が提供する公式のビブスを着用する必要がある。大会主催者と別段の合意がない限り、公式フィールド内ビブスには以下が表示される場合がある：

	フォトグラファー		テレビカメラクルー	
名称/ロゴ	数(最大)	大きさ(最大)	数(最大)	大きさ(最大)
ホスト放送局	N/A	N/A	2 個	高さ 10cm

大会スポンサー	2 個 (前面×1、背面×1)	高さ 10cm	(大会スポンサーまたはホスト放送局のいずれかを選択) (前面×1、背面×1))	
大会タイトル/ ロゴ	1 個 (前面)		1 個 (前面)	
合計	計 3		計 3	

12. 会場内の大会スポンサーの衣服

- 12.1 大会開催中に商品やサービスを提供する大会スポンサーのスタッフの服装には、以下の表示ができる：

	商品やサービスを提供する大会スポンサーの衣服（大会中の商品やサービスの提供）	
名称/ロゴ/エンブレム	数(最大)	大きさ(最大)
大会スポンサー	1 個	高さ 5cm 長さ 10cm – 40 cm²
その衣類品の製造会社	1 個	
大会タイトルと WAS 大会ロゴ (大会スポンサーの場合は、完全なタイトルである必要あり)	1 個	高さ 4cm
合計	計 3	

13. 会場内のその他の関係者

- 13.1 競技会会場内のその他のすべての役員（ボランティア、プロバイダーの要員、組織委員会の職員、スタジアムの要員など）は、大会主催者が提供する公式の大会用衣服を着用するか、ブランドのない衣服を着用しなければならない。

14. 指名代表者

大会主催者は大会での本規程の規制の遵守、管理、解釈、監督を行う権限と任務を持つ代表者を指名するものとする。

15. 一般的な執行

大会主催者の命令に従わなかったり、競技役員が大会主催者に指定された代表者の見解で必要とされた措置の命令を拒否した場合、その人物または競技役員は、規則および（または）本規程およびその他の該当する規則または規制に従って制裁の対象となる場合がある。

16. 大会での執行

招集所（コールルーム）

- 16.1 競技規則に従い、すべての競技者が本規程の第5条、6条、7条、8条を遵守し、競技前に招集所（コールルーム）でチェックし確認することが競技者系の責任である。具体的には、競技者系は、競技者が承認されたアスリートキットを着用し、ビブスが適切に着用されていること、該当する場合、競技者の衣類（アパレル）、アクセサリー、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、およびジュエリーのマーケティングが規則と本規程を遵守し、許可されていない物品が競技場エリアに持ち込まれないように確認する。競技者系は、未解決の問題または発生した問題（招集所での抗議や異議を含む）を招集所審判長に照会する。
- 16.2 アスリートキットに表示されるマーケティングまたはその他の識別表示のサイズ、および許可されている場合、衣類や個人の所有物（競技場エリアに持ち込まれる場合）は、大会主催者が指定の代表者を通じて着用中または使用できる状態で測定される。
- 16.3 大会主催者による指定代表者の任命は、規則および本規則に基づく招集所審判長および競技者系の権限および権力を妨げたり損なわれたりすることはない。

競技エリア（FOP）

- 16.4 競技者は、競技のために競技エリアにいる間、本規程を遵守しなければならない。一旦競技場エリアに入ったら、競技者は、本規程を適用する権限を持つ担当の審判長の責任に帰する。
- 16.5 審判長は、必要に応じて、競技エリアでの本規程の適用に関連する問題やあらゆる事項を決定する際に、大会主催者の指名した代表者と協力して取り組むものとする。

17. 競技者に対する違反と救済

17.1 取り外し、隠蔽、または広告のない衣類の着用

アスリートキットに該当する、衣類（アパレル）、アクセサリー、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、およびジュエリーが本規程に準拠してい

ない場合、競技者は、違反しているアイテムを取り除く、隠す、または広告のない衣類を着用するように指示される場合がある。

17.2 指示の拒否

競技者が招集所審判長、競技者係、または大会主催者の指定代表者（該当する場合）の指示に従うことを拒否した場合、競技者は本規程に基づく制裁の対象となる。

17.3 準拠アスリートキットから非準拠アスリートキットへの変更

招集所でのチェックと確認後に、準拠しているアスリートキット、および該当する場合、衣類、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、およびジュエリーを非準拠のアスリートキットに変更した競技者は、本規程に基づく制裁の対象となる。

17.4 非準拠のアスリートキットでの競技エリアへの参加

審判長や大会主催者の指名代表者によって本規程に準拠していないと判断されたアスリートキット、および該当する場合、衣類、アクセサリ、個人の所有物、ネイル、ボディーアート、ヘア、ジュエリーで競技に参加する競技者は、本規程に基づく制裁の対象となる。

18. 競技者に対する制裁

18.1 本規程に違反している、または遵守するように要求されているが、遵守していない競技者は、以下の制裁の対象となる場合がある：

18.1.1 警告を与えられる；

18.1.2 競技エリアへの立ち入りを拒否または退去を要求される；

18.1.3 競技会での失格；

18.1.4 競技結果の無効；または

18.1.5 罰金の宣言、または競技者の場合、出場料が、関連する大会主催者から競技者へ支払われない。

18.2 18.1 で言及されている制裁は、関連する審判長によって本規程に準拠していない競技者に科せられる場合がある。

18.3 競技者に罰金が科せられた場合、罰金は、判決に従い本規程に違反した競技者が直接支払うものとする。

19. 上訴

19.1 大会での提出

招集所または競技エリアでの本規程に従って行われた決定（課された制裁を含む）は、競技者から上訴できる。このような上訴は、ジュリー（「上訴機関」）に提出されるものとする。この形式の紛争解決手続きは緊急措置であることを意図しているため、最初の決定についての上訴機関による再調査の要求は、不服のある最初の決定の受領後、24 時間以内に行うものとする。